

高知県立図書館宅配貸出サービス要綱

(目的)

第1条 高知県立図書館利用規程第35条（障がい者サービス）の規定に基づき、身体や知的の障害等があることにより、高知県立図書館（以下「図書館」という。）の資料の館外貸出サービスを利用できない者に対し、宅配による貸出サービス（以下「宅配貸出し」という。）について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 宅配貸出しを受けることができる者は、県内に住所を有し、身体や知的に重度の障害等があることにより、図書館へ来館すること及び最寄りの市町村立図書館に行くことが困難なため、図書館資料の館外貸出サービスを利用できない者で、次の各号のいずれかに該当する者である。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳の交付を受けた者又は介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険被保険者証を交付された者で、公職選挙法施行令第59条の2の規定に該当する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により交付を受けた身体障害者手帳の障害程度が、視覚障害の1級又は2級である者
- (3) その他館長が特に必要と認める者

(貸出資料)

第3条 宅配貸出しを受けることができる資料は、図書館が所蔵している図書等で、館外利用が認められているものとする。

(資料数及び期間等)

第4条 宅配貸出しを受けることができる資料数は、1人につき5冊以内とし、貸出期間は、宅配に要する期間を含め30日以内とする。

- 2 前項の期間は延長できないものとする。
- 3 第1項により貸出した全資料の返却確認後でなければ、新たな宅配貸出しができないものとする。

(利用カードの交付)

第5条 宅配貸出しを受けようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による宅配貸出サービス利用申請書に、氏名、住所及び障害内容等を記入のうえ、それらを証明するに足りるものを添えて申請し、利用規程別記第2号様式による利用カードの交付を受けなければならない。

(貸出手続き)

第6条 宅配貸出しを受けようとする者は、郵送又はファクシミリ等により、別記第2号様式による宅配サービス資料借受申込書により申込みしなければならない。

2 前項の申込みができない場合は、電話等で図書館に直接申込みすることができる。

3 前2項で資料の申込みがあったときは、原則として図書館翌々開館日までに資料の発送するものとする。

(返却手続き)

第7条 宅配貸出しにより資料の貸出しを受けた者(以下「宅配借受者」という。)は、宅配借受者の責任において、宅配された業者に連絡し、借受けた全資料を図書館へ返却しなければならない。

(費用負担)

第8条 宅配貸出しに要する費用は、図書館が負担するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。